

議案第2号

訴えの提起について

への建物等明渡請求に関し、下記のとおり訴えを神戸地方裁判所社支部に提起するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議決を求める。

令和4年2月10日提出

多可町長 吉 田 一 四

記

1 被告となるべき者の住所、氏名

2 請求の趣旨

- (1) 相手方に旧八千代北小学校跡地施設利活用事業に係る不動産の明け渡しを求める。
- (2) 相手方に土地の明け渡し済みに至るまでの月金6万5千円の割合による金員の支払いを求める。
- (3) 訴訟費用は相手方の負担とする。
との判決及び仮執行宣言を求める。

3 訴訟の遂行の方針

- (1) 弁護士竹本昌弘氏、弁護士頼富隆光氏を訴訟代理人と定める。
- (2) 履行が見込まれる場合は和解する。
- (3) 判決の結果必要と認めた場合は上訴する。